

社会的養護関係施設第三者評価
評価結果報告書

施設名 : 兵庫県立 明石学園

(児童自立支援施設)

評価実施期間 2021年 8月 30日 ~ 2022年 3月 31日

実地(訪問)調査日 2021年 12月 1日~ 2日

2022年2月28日

特定非営利活動法人

はりま総合福祉評価センター

第三者評価結果の公表事項(児童自立支援施設)

①第三者評価機関名

特定非営利活動法人 はりま総合福祉評価センター

②評価調査者研修修了番号

SK18148
S2020133
HF10-1-0006

③施設の情報

名称：兵庫県立明石学園		種別：児童自立支援施設	
代表者氏名：竹谷 貴子		定員（利用人数）： 130（61名）名	
所在地：〒674—0074 兵庫県明石市魚住町清水 2744			
TEL：078-942-1572		ホームページ： https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf24/akashigakuen.html	
【施設の概要】			
開設年月日：明治42年3月1日			
経営法人・設置主体（法人名等）：兵庫県			
職員数	常勤職員：	23名	非常勤職員 15名
有資格職員数	施設長	1名	調理員 5(2)名
※〇はうち非常勤職員を明示	児童自立支援専門員	16名	栄養士 1(1)名
	児童生活支援員	3(3)名	医務嘱託 2(2)名
	児童心理カウンセラー	2(2)名	
施設・設備の概要	男子寮5寮		教育管理棟
	女子寮2寮		園長室、事務室、面接室、会議室、
	個室（静養室）	(1室)	技術室、宿直室、給湯室、理科室、
	2人部屋	(0室)	家庭科室、音楽室、職員室、指導
	3人以上	(3室)	教室、普通教室(5)
	合計	(4室)	
	くすのき館西寮	同上	新体育館
	くすのき館東寮	同上	旧体育館
くすのき南寮	同上	プール	
職業指導棟		くすのき館中央	
カウンセリングルーム		図書室、ゲストルーム、	
中卒教室、陶芸室		作法室、特別指導事務室	
調理棟			

④理念・基本方針

○理念

私たち職員は、子どもたちを「変えよう」とするのではなく、子どもたち自身が「変わろう」とする気持ち・こころを育み、支援していきます。

○方針

1 生命の尊重

私たち職員は、一人ひとりの子どもがかけがえのない命を持ち、無限の可能性を持っている存在として大切にします。そのため、子どもたち自身が自分を大切にすることでなく、他の人間をも大切にし、生き甲斐を実感できるように支援します。

2 子どもの最善の利益

私たち職員は、一人ひとりの子どもの最善の利益を第一に考え、学園での生活をとおして、子どもの自立及び自己実現のために、子どもの生活の質の向上に努力します。また、私たち職員は、小舎夫婦制による指導を基本とするが、常にチームワークを心がけ、学園全体として補完するとともに、自己研鑽・自己評価を行い、常に自らの専門性と資質の向上を高めるよう努力します。

3 子どもの権利擁護

私たち職員は、「児童の権利条約」を遵守し、いかなる差別・虐待・人権侵害、特に職員の子どもに対する体罰、子ども間のいじめ、暴力も許さず、子どもの権利を擁護します。

4 子どもの成長・発達への支援

私たち職員は、子どもが基本的な生活習慣や道徳観を身につけ、発達年齢に相応しい正義感や責任感が持てるよう支援します。

5 子どもの自立への支援

私たち職員は、子どもの発達年齢に応じた学力や生活技術の習得、そして、子どもたちの能力や希望を尊重した進路選択を支援します。

6 懲戒権の濫用の禁止

私たち職員は、いかなる場合においても、体罰及び心理的な苦痛を伴う罰や他児への見せしめ的な行為を、全職員の共通認識のもと、一切これを行いません。また、子どもに対しての高圧的・乱暴な言動、からかい、無視、性的な嫌がらせなど、すべての不適切なかかわりを行いません。

7 プライバシーの尊重と個人情報の保護

私たち職員は、一人ひとりの子どもや保護者のプライバシーを尊重するとともに、職務上知り得た個人情報を漏らしません。

⑤施設の特徴的な取組

入所してくる児童の多くは、乳幼児期の発達過程でつまずきがみられ、基本的な信頼関係の構築が不十分なため情緒面で安定を欠き、家庭・地域で落ち着いた生活が送れていない。学園では職員と児童の絆を基本に、家族との再構築を図る「育ち直し」の場となるよう、また、将来の自立につながるよう、次の点に留意しながら運営を行っている。

- ①児童の情緒を安定させるため、家庭的な雰囲気の中で生活し、良好な人間関係を体験させる。
- ②社会生活に必要な生活習慣を身につけさせるため、規律正しい生活を積ませる。
- ③問題行為等を繰り返さないよう、人や物を大切にす優しい気持ちを大切にしながら、児童の倫理感覚を育てていく。
- ④児童の学習指導に重点をおくとともに、学校や家族等と協力して、進路指導を充実させる。
- ⑤クラブ活動を奨励し、自主性・協調性を育てるとともに、達成感・満足感を体得させる。
- ⑥こども家庭センター等関係機関と連携を深め、計画的な自立支援にあたる。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和3年8月30日（契約日）～ 令和4年2月28日（評価結果確定日）
前回の受審時期（評価結果確定年度）	平成29年度

⑦総評

◇特に評価の高い点

○ 職員の質の向上に向けた体制が確立しています。

園内研修や園外研修が充実しており、職員一人ひとりの育成に向けた教育・研修の機会が確保されるなど、職員の質の向上に向けた体制づくりに積極的に取り組まれています。また、新人職員に対してはエルダー制をとり、課長や基幹的職員が中心となってスーパーバイズを受けることができる仕組みが確立することで、組織力の向上に取り組んでいます。

○ 小舎夫婦制の堅持とともに、子どもが自ら考え、気づき、行動できるよう熱意ある支援が行われています。

施設の特徴である、小舎夫婦制による養育支援が行われ、家庭的な雰囲気のもと、学校生活や寮生活で人の優しさに触れ、学園行事（学園祭・体育祭・サマーキャンプ）やクラブ活動・作業指導等を通じて、子どもが自ら考え、気づき、行動できるよう、変えようとする支援ではなく、変わろうとする気持ちや心を育む支援が施設全体で行われています。

○ **具体的な養育・支援の内容を明確に示した、マニュアルが整備されています。**

「明石学園自立支援規程集」が整備され、自立に向けた具体的な場面を想定した支援の内容や留意点が示され、施設全体の標準化が図られています。また、年度当初の「職員全体会議（月1回全職員参集の会議）」および「教護会（週1回各寮長等参集の会議）」、「教母会（週1回各寮母等参集の会議）」の中で支援の検証を通じた見直しが行われています。

◇改善を求められる点

○ **今後の事業運営を具体的に示した中・長期事業計画を策定していくことが課題です。**

社会の情勢や利用者のニーズに対応するためには、中・長期的な視点に立って、実施する福祉サービスの内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成等を具体的に示した事業計画を策定していくことが重要です。その中でも特に施設の老朽化や多様化する入所児童への対処、小舎夫婦制の堅持など、中・長期的ビジョンのもとで計画的に取り組むことが重要です。

○ **具体的な養育・支援のマニュアルが整備されていますが、統一した支援に向けた取り組みが明確ではありません。**

具体的な養育・支援の標準化を図るための「明石学園自立支援規程集」が整備され、施設全体での標準化が図られています。しかし、「明石学園自立支援規程集」に基づいた、支援の実施状況について確認する取り組みには至っていません。強いては、職員のばらつきをなくすための取り組みや体制づくりが求められます。

○ **子どもの権利擁護に関する取り組みの充実が求められます。**

子どもの権利擁護に関する内容や考え方が基本方針や自立支援規程集に位置付けられています。しかし、権利侵害の防止と早期発見のための具体的な取り組みが明確ではありません。今後は、早期発見に向けた具体的な取り組みとともに、子どもの権利意識を高めていく取り組みの充実が求められます。

⑧ 第三者評価結果に対する施設のコメント

前回の第三者評価でご指摘のありました事項につきましては、学園全体として意識を高め改善を図って参りましたが、まだまだ至らない点があり、見直しを図るべきと反省しております。

今後は、さらに職員の質の向上を目指した研修の充実や学園全体の体制づくりに取り組むとともに、評価していただいた小舎夫婦制による、子どもが自ら心を育む支援につきましては、これからも堅持していきたいと思っております。

今回ご指摘のありました事項につきましても、改善を図り、職員全体の意識の向上及び組織力の向上に取り組んで参ります。

⑨ 第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

(別紙)

第三者評価結果（児童自立支援施設）

共通評価基準（45 項目）

評価対象Ⅰ 支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「生命の尊重」と「子どもの最善の利益」を基本方針として掲げ、「明石学園のあゆみ」に明文化するとともに、年度ごとに「職員全体会議」や「教護会」、「教母会」で確認し見直しを行っています。 ○ 今後は、理念や基本方針をわかりやすく説明した文書を作成するなど、子どもたちに伝えていくための取り組みが望まれます。 		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新しい社会的養育ビジョンや兵庫県社会的養育推進計画などから、社会全体の動向について把握するとともに、過去5年間の在園児童の推移を分析することで、施設を取り巻く背景と状況を明らかにしています。 ○ 今後は、地域における子どもの潜在的な支援のニーズを明確にし、施設の今後の取り組みに活かしていくことが望まれます。 		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 小舎夫婦制の堅持、人員の確保、設備の老朽化、高機能化が現状の課題として捉えられ、文書化されています。 ○ 今後は、これらの課題に対する具体的な取り組みを事業計画に明示するなど、改善に向けた取り組みを明確にしていくことが望まれます。 		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 兵庫県社会的養育推進計画に児童自立支援施設のあり方について、明記されていますが、具体的な中長期的なビジョンや事業計画の策定には至っていません。 ○ 今後は、明石学園の課題を踏まえた中・長期的なビジョンと事業計画を明確にしていくことが重要です。 		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 毎年度、明石学園のあゆみ（令和3年度事業概要）が作成され、その中に年度の具体的な事業や体制を明示しています。 ○ 今後は、単年度の事業計画に、数値目標や具体的な成果等を設定することにより、実施状況の評価を行える内容にしていくことが望まれます。 		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「明石学園のあゆみ」は、「職員全体会議」や「教護会」、分教室との連絡協議会等で職員参画のもと意見を出し合い、策定されています。 ○ 今後は、事業計画の進捗状況を確認し、見直していくプロセスを明確にしていくことが望まれます。 		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもには学園生活のしおりを入所当初に説明し、年間の行事計画を書面で説明しています。 ○ 今後は、事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなど、子どもや保護者等がより理解しやすいような工夫が望まれます。 		

I-4 支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 前回の第三者評価の結果を踏まえ、支援の質の向上に向けて、入所時のバウンダリー教育（人と人の心の境界線を学ぶための教育）やリクエストメニューの実施とともに、第三者評価を受けない年は、自己評価を実施しています。 ○ 今後は、PDCAサイクルにもとづく支援の質の向上について、組織的に評価を行う仕組みを機能させ、評価結果を分析・検討する場が施設として明確に位置づけられることが望まれます。 		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 評価結果にもとづき、施設として取り組むべき課題は、職員全体会議等で共有されていることがうかがえます。 ○ 今後は、評価結果から、明確になった課題について、職員等の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みを機能させることが望まれます。 		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
<p><コメント></p> <p>○ 施設長は、自らの役割と責任を「明石学園のあゆみ」や「明学だより」に記載し、職員に対して「職員全体会議」や「教護会」、「教母会」等で説明して理解を図っています。また、施設長が不在時の対応は教務課長が対応し、権限委任等を明確にされています。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>○ 施設長は、「新任施設長研修」を受講するとともに、全国及び近畿児童自立支援施設長会や関係機関との連絡会議等を通じて、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的に情報収集に努めています。</p> <p>○ 今後は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、より具体的な取り組みを積極的に行うことが期待されます。</p>		
Ⅱ-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	b
<p><コメント></p> <p>○ 施設長は、児童日誌（寮日誌）・自立支援計画を確認することにより、支援の質の現状について把握され、ケース研究会や「職員全体会議」や「教護会」、「教母会」の中で支援の質の向上に向けて指示や提案等を行い、職員と意見交換を行いながら、具体的な取り組みに反映しています。</p> <p>○ 今後は、支援の質の現状を定期的に評価・分析し、支援の質の向上について、施設内に具体的な体制を構築して指導力を発揮することが望まれます。</p>		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b
<p><コメント></p> <p>○ 職員の就業状況や意向を把握し、兵庫県に対して人員配置、環境整備等の要望を行うことで、業務の改善に取り組んでいることがうかがえます。</p> <p>○ 今後は、経営や業務の改善策について、具体的な計画に反映し、実行する仕組みを整備していくことが期待されます。</p>		

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 小舎夫婦制の堅持と専門職の配置を人材確保の方針として掲げ、本庁所管課等と調整のもと人材確保に努めています。 ○ 今後は、必要とされる専門職の配置や人員体制について具体的な計画をたて、その計画にもとづいた福祉人材の確保や育成を行うことが望まれます。 		
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 明石学園基本方針に「期待する職員像」を明示し、兵庫県の人事管理体制に準じて人事基準や人事評価の方法が定められ、総合的な人事管理が行われています。 		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 兵庫県の労務管理体制に基づいて、施設長と総務課長を労務管理の責任者として位置付け、職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいることがうかがえます。 ○ 今後は、就業状況の改善について、人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し、実行する仕組みを整備していくことが期待されます。 		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 兵庫県の人事管理体制の中で、業務目標管理の仕組みを整備し、各職員が4月に目標を設定し、10月に中間報告を行い、評価しています。 		
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県の自治研修所及び国立武蔵野学院人材育成センターによる、各階層別研修計画を活用し研修計画を作成し、階層別の研修が行われています。 ○ 今後は、現在実施している養育・支援の内容や目標を踏まえた教育・研修計画にもとづいて教育・研修を実施するとともに、定期的に計画の見直しを行う体制の構築が望まれます。 		

19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 兵庫県の研修体系に基づいて、計画的に研修に参加するとともに、特に、性的な問題については、職員の理解を深めるため、積極的に Zoom による専門研修の機会を活用し、より多くの職員が受講できるよう配慮しています。 ○ 今後は、現在取り組まれているスーパービジョンやOJT（職務を通じた研修）の仕組みを文書化するなど明確にしていくことが期待されます。 		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 実習生等の支援に関わる基本姿勢を明文化し、実習生等の支援についてのマニュアルやプログラムを整備され、養成校の担当教員と協議のもと、保育士の実習を積極的に受け入れています。 		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 兵庫県のホームページ内に明石学園のページを設け、事業内容の紹介や第三者評価の結果などを掲載し、情報の公開に努めています。 ○ 今後は、地域に向けて理念や基本方針、施設で行っている活動等を説明していくことで、施設の存在意義や役割を明確にしていくことが望まれます。 		
22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公立施設として、兵庫県の仕組みに従い監査の実施など透明性を高める取り組みがうかがえます。今後は、監査結果を具体的に施設運営に活用していくことを明確にしていくことが期待されます。 		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自立支援規程集に地域との関わりについての考え方や内容を明示し、子どもたちの地域活動として、幼稚園や高齢者施設への訪問や地域清掃活動が行われ、地域との交流が行われています。 ○ 今後は、施設や子どもへの理解を得るために、個々の子どものニーズに応じて、地域における社会資源を利用するなど、地域の人々に向けた日常的なコミュニケーションを充実させていくことが望まれます。 		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ボランティアの受け入れについて、自立支援規程集に基本姿勢や受け入れ方法を明確にし、受け入れ体制を確立しています。 ○ 今後は、子どもが多様化する中、ボランティアにおいても子どもを理解するための研修の実施が望まれます。 		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	II-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各こども家庭センターとの連絡会議に出席するとともに、地域の学校及び教育委員会や警察、家庭裁判所等の関係機関との連携を行ない、各児童の支援について情報共有を図られています。 ○ 今後は、個々の子どもの状況に対応できる社会資源を明確にし、地域の関係機関・団体の共通の課題に対して、解決に向けて協働できる連携の構築が望まれます。 		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 民生児童委員との交流はうかがえますが、地域課題を把握する取り組みには至っていません。今後は、公立施設の特徴から地域ニーズを把握し、地域の児童福祉の向上に即した公益事業につなげていくことが重要と思われれます。 		

27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の民生委員・児童委員の研修会や保護観察所主催の保護司の研修会の受け入れ等により、児童支援に関する専門的な情報を地域に還元する取り組みが行われています。 ○ 今後は、公立施設の特徴から地域ニーズを把握し、地域の児童福祉の向上に即した公益事業につなげていくことが重要と思われます。 		

評価対象Ⅲ 適切な支援の実施

Ⅲ-1 子ども本位の支援

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自立支援規程集に子どもの権利擁護に関する具体的な関わり方が明記され、意見箱の設置や寮の代表者との会議を通じて子どもの意見を尊重する取り組みが行われています。 ○ 今後は、外部研修の取り組みとともに、子どもに対する尊重や基本的人権の配慮について学ぶ機会を位置付けていくことが望まれます。 		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した支援が行われている。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 基本方針にプライバシーの尊重と個人情報の保護に関する姿勢が明記されているとともに、入所時に子どもに向けたバウンダリー教育（人と人の心の境界線を学ぶための教育）が行われています。 ○ 今後は、子どもに対する具体的な支援に、プライバシー保護についての考え方を明確にしていくことが望まれます。 		
Ⅲ-1-(2) 支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 子どもや保護者等に対して支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 入所に際して、「明石学園のあゆみ（事業概要）」や「学園生活のしおり」、パンフレットを子どもや保護者に配布するとともに、見学を通じて施設での支援の内容を伝えられています。 ○ 今後は、利用に必要な支援の内容に視覚情報を加えるなど、さらにわかりやすく伝えるための工夫が望まれます。 		
31	Ⅲ-1-(2)-② 支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ こども家庭センターによる入所措置決定後の施設利用について「明石学園のあゆみ（事業概要）」や「学園生活のしおり」、パンフレットを子どもや保護者に配布し、見学を通じて入所開始前の説明が行われています。 ○ 今後は、支援の開始前に子どもや保護者に説明を行うことにより、子どもや保護者の理解が得られたことを書面で確認していくことが望まれます。 		

32	Ⅲ-1-(2)-③ 支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>○ 自立支援規程集に退所前の対応から退所後の対応（アフターケア）が具体的に示され、措置変更や地域・家庭への移行した場合の相談ができることを伝えるとともに、連絡先や担当者の位置づけなど、子どもが退所した後の生活の継続性に配慮した仕組みが確立しています。</p>		
Ⅲ-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>○ 「学園生活についてのアンケート」が学期ごとに行われ、アンケート結果を統計処理し、職員への周知が図られています。また、寮の子どもの代表者会において、子どもの意見を聞き取りながら、施設での生活の満足度向上に向けて随時改善が図られています。</p>		
Ⅲ-1-(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
<p><コメント></p> <p>○ 自立支援規程集に苦情に関する受付担当者や解決責任者などが位置付けられています。また、入所時に「学園のしおり」を子どもや保護者に配布し、アンケートの実施や意見箱の設置、子どもの意見を聞く機会を設けることの説明が行われています。</p> <p>○ 今後は、子どもや保護者のプライバシーに配慮しながら、苦情の内容や改善を図った内容を公表していくことが望まれます。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	b
<p><コメント></p> <p>○ 入所時の心理士との面談の中で、明石学園で安全・安心な生活をおくるために作成された「たいせつなあなたへ」や権利ノートを用いて、子どもに対する説明が行われています。</p> <p>○ 今後は、意見を述べることができる旨を示した文書の掲示が望まれます。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
<p><コメント></p> <p>○ 「学園生活のしおり」や自立支援規程集に、年3回のアンケートの実施や苦情の申し出や解決に向けた体制、手続きの流れが示されています。</p> <p>○ 今後は、苦情と意見、相談の内容を整理することにより、支援の質向上に向けた取り組みを明確にしていくことが望まれます。</p>		

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な支援の実施のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童対応危機管理マニュアルが定められ、ヒヤリハット（安全を脅かす事例収集）やリスクマネジメントの体制や手順が明記されています。ヒヤリハットの内容については、毎週実施される「職員全体会議」や「教護会」、「教母会」の中で周知されています。 ○ ヒヤリハット（安全を脅かす事例収集）は、会議での検討が図られている事が確認できましたが、危険予知の仕組みには至っていません。今後は、危険予知を通じた事故防止の取組みが施設全体で一体的に実施されることが望まれます。 		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 感染症に対するマニュアルが整備され、施設内での研修の実施や感染が発生した場合は交替寮を活用するなど、まん延防止に向けた取組が行われています。また昨今の新型コロナウイルス感染症の予防についても県からの通知に基づいた対応が行われています。 		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時等職員行動マニュアルに連絡体制や緊急連絡網が位置付けられ、災害時における子どもの安全確保のための仕組みを構築しています。また、自然災害による事業継続計画（BCP計画）の策定や備蓄管理の充実がうかがえます。 ○ 今後は、施設の災害リスクとその対応方法をより具体化していくことが望まれます。 		

Ⅲ-2 支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 支援について標準的な実施方法が文書化され支援が実施されている。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自立支援規程集が定められ、施設で行われる、子どもの自立に向けた具体的な場面を想定した支援の内容や留意点が示され、施設全体の標準化が図られています。 ○ 今後は、自立支援規程集の内容に基づいた支援の実施状況を確認する取組みが望まれます。 		

41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自立支援規程集の内容が、年度当初の「職員全体会議」や「教護会」、「教母会」の中で検証、見直されています。 ○ 今後は、自立支援計画の内容や子どもの意見を反映した見直しの仕組みの構築が望まれます。 		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自立支援規程集に自立支援計画票等の作成手順が示され、こども家庭センターと連携のもと子ども一人ひとりに対する具体的な自立支援計画が作成されています。 ○ 今後は、心理士や医師など子どもの自立支援に関わる担当者との部門を横断したアセスメントの実施と合議の仕組みの構築が望まれます。 		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自立支援計画の見直し時期が年2回定められ、定期的な見直しが行われています。また、子どもの変化に応じて、こども家庭センターとの相談のもと、随時の見直しが行われています。 		
Ⅲ-2-(3) 支援の実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもに関する生活状況については、寮日誌や行動観察記録にまとめられ、決裁時に具体的な事項を書くよう、記録の標準化にむけて指導されています。また、利用者の情報は記録をもとに、毎日の朝礼をはじめ、ケース会議や分教室教員との連絡会議で共有されています。 ○ 今後は、施設全体として、子どもの情報共有の仕組みや自立支援計画にもとづく記録を明確にしていくことが望まれます。 		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもに関する記録や個人情報保護に関する規定については、県の規定として整備されています。 ○ 今後は、記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修を行うとともに、子どもへの説明方法を明確にしていくことが望まれます。 		

内容評価基準（27 項目）

A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた支援

		第三者評価結果
A-1-(1) 子どもの権利擁護		
A①	A-1-(1)-① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	c
<p><コメント></p> <p>○ 子どもの権利擁護に関する内容や考え方が基本方針や自立支援規程集に位置付けられ、年3回行われる児童アンケートや意見箱による子どもの訴えを「職員全体会議」や「教護会」、「教母会」の中で情報共有されています。しかし、権利侵害の防止と早期発見のための具体的な取り組みが明確ではありません。今後は、早期発見に向けた具体的な取り組みを明確にしていくことが重要です。</p>		
A②	A-1-(1)-② 子どもの行動制限等は、その最善の利益になる場合のみ適切に実施している。	a
<p><コメント></p> <p>○ 子どもの非社会的な行動や対人関係上のトラブルにおいて、子ども自らが気づき、考える機会を個別指導として位置づけ、集団から分離したり、職員と行動をとともにするなど、行動制限を行いながら子どもの最善の利益に向けた取り組みが行われています。</p>		
A③	A-1-(1)-③ 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。	b
<p><コメント></p> <p>○ 入所時に実施される、バウンダリー教育（人と人の心の境界線を学ぶための教育）の実施や児童憲章に示される、子どもの権利について子どもに分かりやすく説明されている事がうかがえました。</p> <p>○ 今後は、子どもの権利について入所時のみならず、定期的に理解を深める機会を施設全体で設けていくことが望まれます。</p>		
A-1-(2) 被措置児童等虐待の防止等		
A④	A-1-(2)-① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	b
<p><コメント></p> <p>○ 子どもに対する不適切な関わりについて、具体的な支援を想定した、自己点検票（セルフチェック）を用いて毎月1回全職員が実施することにより、不適切な関わりの防止に努められています。</p> <p>○ 今後は、不適切な関わりについて、子どもに具体的な事例を示して説明していくことが望まれます。</p>		

A-1-(3) 子どもの主体性、自律性を尊重した日常生活		
A⑤	A-1-(3)-① 子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。	a
<p><コメント></p> <p>○ 年間行事や定例の行事など、各寮の代表者が出席する、実行委員会が開催され子どもの考えを施設全体で受け止める取り組みが行われています。また、寮ごとに食卓を囲んで、日曜日の過ごし方や買い物の場面など、子ども自らが考え、決めることを大切にされた支援が行われています。</p>		
A-1-(4) 支援の継続性とアフターケア		
A⑥	A-1-(4)-① 子どもが安定した生活を送れるよう退所に向けた支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>○ ゴールデンウィークやお盆、お正月など長期休暇の際には、家庭での生活ができるよう、こども家庭センターと連携しながら、子どもの家庭環境に応じ、退所に向けた支援が行われています。また、要保護児童対策地域協議会への参加や在籍校の教員との相談に応じられています。</p>		
A⑦	A-1-(4)-② 子どもが安定した生活を送れるよう退所後も継続的な支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>○ 積極的な通所による指導は行われていませんが、入所中の子どもで退所に向けて、期間を設定して、自宅からの通学を支援している事例がうかがえました。また自立支援規程集に退所後のアフターケアに関する具体的な支援方法が示され、期間を定めて訪問や来所を求めながら、退所後の継続性に配慮した取り組みが行われています。</p>		

A-2 支援の質の確保

A-2-(1) 支援の基本		
A⑧	A-2-(1)-① 子どもと職員の信頼関係を構築し、家庭的・福祉的アプローチを行っている。	a
<p><コメント></p> <p>○ 入所時のバウンダリー教育（人と人の心の境界線を学ぶための教育）や小舎夫婦制の家庭的な環境のもと養育・支援が行われています。また、家庭に帰せない子どもに対して、旅行や初詣、外出に連れ出すなど、日常的に子どもが大切にされる体験を積み重ね、自己肯定感が生まれる福祉的アプローチが行われています。</p>		

A⑨	A-2-(1)-② 子どもの協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てている。	a
<p><コメント></p> <p>○ 小舎夫婦制による日々の養育・支援、学校生活、作業や行事（体育祭のエイサー・盆踊り・サマーキャンプなど）などの取り組みを通じて、協調性や社会的ルールの習得に向けた取り組みが随所で行われています。</p>		
A⑩	A-2-(1)-③ 自らの加害行為に向き合うための支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>○ こども家庭センターの心理士を中心に、加害行為と向き合うための定期的なカウンセリングが行われています。また、子どもの非社会的な行動や対人関係上のトラブルが発生した場合には、個別指導として子ども自らが振り返り、考える機会とともに「職員全体会議」や「教護会」、「教母会」の中でケース検討が行われています。</p>		
A-2-(2) 食生活		
A⑪	A-2-(2)-① 子どもの発達段階に応じた食習慣の習得など食育を適切に行っている。	a
<p><コメント></p> <p>○ 小舎夫婦制による家庭的な雰囲気の中、盛り付けや配膳、職員と子どもが食卓と一緒に囲み、食事を食べることを大切にされた支援が行われています。また、畑での野菜づくりや自分好みの食べ方が出来るようドレッシングやソースが提供されているほか、電子レンジやオーブントースターなどの電化製品が備え付けられ子どもの食習慣や食育を大切にされた養育支援が行われています。</p>		
A⑫	A-2-(2)-② 子どもの嗜好や栄養管理に配慮し、食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫している。	a
<p><コメント></p> <p>○ 子どもの発達段階に合わせた栄養バランスの整った食事メニューを栄養士が作成し、クリスマスやお正月、誕生日など季節感ある食事提供や特別な日を演出するケーキ作りが行われています。また、子どものリクエストに合わせて、交替寮で行う料理作りなどを通じて食習慣や調理技術などを養う取り組みが行われています。</p>		
A-2-(3) 日常生活等の支援		
A⑬	A-2-(3)-① 衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを着用し、衣習慣を習得できるよう支援している。	b
<p><コメント></p> <p>○ 衣服は、学生服やジャージ、作業着やパジャマ、生活着が準備され、場面ごとに更衣する事や季節に応じた衣替えが実施されています。</p> <p>○ 今後は、外出時の衣類の選択肢を広げる取り組みを通じて、衣習慣を意図的に身につけていく取り組みが望まれます。</p>		

A⑭	A-2-(3)-② 居室等施設全体が、子どもの居場所となるように、安全性、快適さ、あたたかさなどに配慮したものにしている。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各寮には、リビングやダイニングが備わっており、子どもの私物は居室のベッド下とベッド上のロッカーに収納できる造りとなっています。基本的には4人部屋での対応となっています。 ○ 今後は、子どもの年齢に応じた部屋割りやプライバシー配慮に向けた取り組みを施設全体で検討していくことが望まれます。 		
A⑮	A-2-(3)-③ スポーツ活動や文化活動を通して心身の育成を支援している。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 毎日のランニングや卓球、野球やバレーボールなどのスポーツ活動を通じて、子どもの心身の育成に寄与する取り組みが積極的に行われています。また、陶芸教室や図書を楽しむ時間も提供され文化的な活動も行われています。 ○ 今後は、子どもの興味や好みを可能な範囲で取り入れる仕組みづくりが望まれます。 		
A-2-(4) 健康管理		
A⑯	A-2-(4)-① 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 定期的な健康診断の実施や通院の支援が行われているほか、学園職員による「ほけんだより」が発行されるなど、子どもの心身の健康維持に向けた取り組みが行われています。 ○ 今後は、子どもの健康管理について施設全体で学ぶ機会を設けていくことが望まれます。 		
A⑰	A-2-(4)-② 身体健康（清潔、病気等）や安全について自己管理ができるよう支援している。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 昨今のコロナ禍による、日常的な検温の実施や10項目に及ぶ健康チェックの実施を通じて、子どもの健康管理の取り組みが定着しています。また、頭髪や髭剃りなどの身だしなみを各寮で備え付けられている姿見での確認している事例がうかがえました。 		

A-2-(5) 性に関する教育		
A⑱	A-2-(5)-① 性に関する教育の機会を設けている。	a
<p><コメント></p> <p>○ 子どもの性や身体の成長を通じ、生活の中で職員が必要に応じて個別に指導されています。また、バウンダリー教育（人と人の心の境界線を学ぶための教育）の実施や「教母会」を中心に、年齢や性別に応じた3種類（生理的側面や心理的側面、社会的側面）の具体的な研修カリキュラムが策定され、年2回「性教育・命の教育」として実施されています。</p>		
A-2-(6) 行動上の問題に対する対応		
A⑲	A-2-(6)-① 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないように徹底している。	b
<p><コメント></p> <p>○ 入所後1週間は心理士による、バウンダリー教育（人と人の心の境界線を学ぶための教育）が行われ、暴力や差別、いじめなどの行動上の問題が発生した場合は、特別指導がおこなわれ、子ども自らが考え、気づけるよう個別の対応が行われています。</p> <p>○ 今後は、施設内での子どもの暴力やいじめが生じないように、日常的なプログラムを整備していくことが望まれます。</p>		
A⑳	A-2-(6)-② 子どもの行動上の問題に適切に対応している。	b
<p><コメント></p> <p>○ 行動上の問題が発生した場合には、朝礼や分教室教員との情報共有をおこない、連携した対応がおこなわれています。また、個別指導実施要領に基づいて、精神科医との月2回のケース研究会での検討やこども家庭センターとの連携を通じて適切な対応が図られています。</p> <p>○ 今後は、行動上の問題に対して、職員研修など施設全体で支援技術を習得させていく取り組みが望まれます。</p>		
A-2-(7) 心理的ケア		
A㉑	A-2-(7)-① 必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>○ 施設の心理士による面談が2か月に1回行われています。また、精神科医を交えたケース研究会が月に2回実施され、心理的なアプローチが必要な子どもに対する支援が検討されています。</p> <p>○ 今後は、ケース研究会の取り組みをプログラム化させていくことで、さらに質の高い心理的アプローチが行える体制づくりが望まれます。</p>		

A-2-(8) 学校教育、学習支援等		
A㉔	A-2-(8)-① 施設と学校の緊密な連携のもと子どもに学校教育を保障している。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 毎朝、分教室教員と園長、副園長、寮担当職員が職員室に集まり学校と施設間での情報共有が行われています。また、原籍校との連携として、テスト問題の取り寄せや採点作業、行事ごとの連絡や月1回進路相談のために施設に訪訪していただくことで連携が図られています。 ○ 今後は、施設と学校の連携をさらに深めるために、ケース検討の会議に学校教職員の参加を位置づけていくことが望まれます。 		
A㉔	A-2-(8)-② 学習環境を整備し、個々の学力等に応じた学習支援を行っている。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 施設として参考書や辞書などが揃えられ、各寮で子どもが手に取って確認できるよう備え付けられています。現在は、コロナ禍により学習ボランティアの受け入れができない状況ですが、分教室の教員と学習状況を共有するなど日常的な連携が図られています。 ○ 中学生や小学生など学習の難易度に応じて、分離する取り組みや図書室を利用できるよう配慮がなされていますが、学習環境の整備としては十分とはいえません。今後は、学習スペースの確保に向けた改善が望まれます。 		
A㉔	A-2-(8)-③ 作業支援、職場実習や職場体験等の機会を通して自立に向けた支援に取り組んでいる。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 兵庫県が実施するトライやるウィークに準じた学園独自の取り組みの実施や中学校卒業後に就職する子どもに対して近隣の企業への職場体験が行われています。また、広大な敷地の草取りや落ち葉拾いのほか、畑での農作業、清掃作業のほか、コグトレ（認知機能強化トレーニング）を通じて自立に向けた支援が行われています。 ○ 今後は、ソーシャルスキルトレーニング（対人関係や集団行動を上手に営んでいくための技能訓練）の実施や作業活動へのカリキュラムを整備していくことが望まれます。 		
A㉔	A-2-(8)-④ 進路を自己決定できるよう支援している。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 高校進学にあたり、原籍校の教員との連携を図り、進路に関する資料を収集し、オープンスクールへの参加に繋がられています。また、明石市の奨学金制度や教育訓練を受ける機会を活用し、子ども自らが進路について自己決定できるよう支援されています。 ○ 今後は、自立支援規程集に示されている進路指導に関するカリキュラムの整備が望まれます。 		

A-2-(9) 親子関係の再構築支援等		
A㉔	A-2-(9)-① 親子関係再構築等のため、家族への支援に積極的に取り組んでいる。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ こども家庭センターと保護者との関係性の中で、施設が介入する必要がある場合には、面会の依頼や週末の外泊などの取り組みのほか、過去には家庭復帰を前提に、空室を利用して親子関係の構築に向けて宿泊訓練を実施した事例がうかがえました。 ○ 今後は、施設としての親子関係の再構築に向けたプログラムを整備していくことが望まれます。 		
A-2-(10) 通所による支援		
A㉔	A-2-(10)-① 地域の子どもの通所による支援を行っている。	非該当
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現在、通所による支援は実施していません。 		